

平成 22 年 4 月 15 日

各 位

会 社 名 アイティメディア株式会社
U R L <http://corp.itmedia.co.jp/>
代表取締役社長 大 槻 利 樹
(コード番号：2148 東証マザーズ)
問合せ先 常務執行役員管理本部長 小林 教至
(TEL 03-6824-9396)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 4 月 15 日開催の取締役会において、平成 22 年 6 月 19 日開催予定の当社第 11 回定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 取締役の経営責任を明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を構築するため、取締役の任期を現行の 2 年から 1 年に短縮することとし、変更案第 18 条（取締役の任期）のとおり所要の変更を行うものであります。
- (2) 機動的な配当政策および資本政策を可能とするため、剰余金の配当および自己株式の取得等を取締役会決議により行うことができるよう、変更案第 41 条（剰余金の配当等の決定機関）、変更案第 42 条（剰余金の配当の基準日）として新設し、その他所要の変更を行うものであります。
- (3) その他、必要な文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（下線は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
第 1 条～第 5 条（条文省略）	第 1 条～第 5 条（現行どおり）
<u>（自己株式の取得）</u> <u>第 6 条</u> 当社は、 <u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u>	（削除）
第 7 条～第 18 条（条文省略）	第 6 条～第 17 条（現行どおり）

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第20条～第41条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(期末配当金ならびに中間配当) 第42条 <u>金銭による剰余金の配当(期末配当金)は、株主総会の決議によって毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。</u></p> <p>② <u>当社は取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める金銭の分配(中間配当)をなすことができる。</u></p> <p>③ <u>金銭の分配の有無、金額その他必要な事項は、前項の日より3ヶ月以内に取締役会で定めるものとする。</u></p> <p>(除斥期間) 第43条 <u>期末配当金および中間配当その他の分配金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p>	<p>(取締役の任期) 第18条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② (削除)</p> <p>第19条～第40条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第41条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第42条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>② <u>当社は、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</u></p> <p>③ <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p>(除斥期間) 第43条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成22年6月19日

定款変更の効力発生予定日 平成22年6月19日

以上